

横浜市駐車場条例の解説

横浜市駐車場条例
横浜市駐車場条例施行規則
横浜市駐車場条例取扱基準

令和6年4月

横浜市

目 次

第 1 章 総則 P 1

- 1 趣旨
- 2 用語の定義

第 2 章 届出等 P 4

- 1 手続きの流れについて
- 2 審査基準及び標準処理期間について
- 3 特例承認申請及び承認等申請について
- 4 その他駐車場設置に関する規定について

第 3 章 附置義務駐車場の台数 P 8

- 1 乗用車駐車場の附置について
- 2 荷さばき駐車場の附置について
- 3 自動二輪車駐車場の附置について
- 4 適用除外の建築物について
- 5 増築又は用途変更の場合について

第 4 章 附置義務駐車場の規模・構造 P 16

- 1 駐車ますの大きさについて
- 2 出入口の設置禁止位置について
- 3 車路の幅員について

第 5 章 附置義務駐車場の特例 P 20

- 1 敷地外駐車場の基準について
- 2 敷地外駐車場の設置について
- 3 敷地外駐車場の表示について
- 4 定期報告について

参考資料 P 22

- 附置義務駐車場の台数算定表(1)(2)
- 横浜市駐車場条例
- 横浜市駐車場条例施行規則
- 横浜市駐車場条例施行規則（別表・様式）
- 横浜市駐車場条例取扱基準
- 横浜市駐車場条例取扱基準（別図・別記）

第1章 総則

1 趣旨

横浜市駐車場条例（昭和38年10月横浜市条例第33号。以下「駐車場条例」といいます。）は、駐車場法（昭和32年法律第106号）第20条の規定に基づき、路上駐車解消や道路交通の円滑化を目的として、建築主が一定の要件を満たす建築物を新築し、増築し、又は用途変更する場合、その規模に応じて附置しなければならない駐車場における台数、規模、構造等を定めています。

この解説書は、駐車場条例、横浜市駐車場条例施行規則（平成4年3月横浜市規則第28号。以下「施行規則」といいます。）及び横浜市駐車場条例取扱基準（平成7年6月都駐第32号。以下「取扱基準」といいます。）について解説したものです。

2 用語の定義

この解説書において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

(1) 附置義務

横浜市域内で一定の要件を満たす建築物を新築し、増築し、又は用途変更する場合に、駐車場条例に基づき駐車場の設置を義務付けるもの

(2) 駐車場

自動車（自動二輪車を含む）の駐車のための施設（※）

(3) 乗用車

おおむね幅2.3m×奥行5mの駐車ますに収まる二輪車を除く自動車

(4) 自動二輪車

道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除きます。）

(5) 機械式駐車場

特殊の装置を用いる駐車場で、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により、大臣認定を受けたもの

（※）電気自動車充電設備を整備し、駐車のために供する部分で利用できるようにする場合であっても、当該部分を附置義務駐車場として扱います。

なお、この際、電気自動車以外の自動車の利用を完全に排除しない場合（例えば、電気自動車を優先する部分とする）であっても同様に扱います。

(6) 駐車場整備地区

駐車場法第3条第1項及び都市計画法第8条第1項に基づき、都市計画決定している地区
(平成10年5月横浜市告示第158号)

中央地区駐車場整備地区	約 755ha	横浜駅周辺、関内・伊勢佐木町周辺、みなとみらい21地区周辺の商業地域、近隣商業地域、工業地域
新横浜北部地区駐車場整備地区	約 85ha	新横浜一丁目から三丁目周辺の商業地域
港北ニュータウン第1駐車場整備地区	約 28ha	港北ニュータウン・センター北地区の商業地域、近隣商業地域
港北ニュータウン第2駐車場整備地区	約 45ha	港北ニュータウン・センター南地区の商業地域、近隣商業地域
戸塚駅周辺駐車場整備地区	約 14ha	戸塚駅周辺の商業地域、近隣商業地域
上大岡駅周辺駐車場整備地区	約 21ha	上大岡駅周辺の商業地域、近隣商業地域

(7) 周辺地区又は自動車ふくそう地区

駐車場条例第3条第1項及び第2項に基づき、指定している地区（平成14年4月横浜市告示第125号）

第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域
(以下「1中高、2中高、1住、2住、準住、準工業、工業、工専」といいます。)

※ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、市街化調整区域は含まれません。

(8) 特定用途

駐車場法第20条第1項に規定する自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で、駐車場法施行令第18条で定めるもの

特定用途
百貨店その他の店舗、事務所、倉庫、工場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、病院、卸売市場

(9) 非特定用途

特定用途以外の用途（共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿（以下「共同住宅等」といいます。）を除きます。)

非特定用途
特定用途以外の用途（共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿を除く。） 例：図書館、学校、診療所など

※ なお、横浜市駐車場条例におけるその他の建築物用途の判断は、次のとおりです。

研究所、区役所、銀行、郵便局	事務所	特定用途
配送センター	倉庫	
ライブハウス、区民ホール、興行場	劇場	
ウィークリーマンション及び簡易宿泊所のうち旅館業法に規定する旅館業に該当するもの	旅館	
インターネットカフェ、漫画喫茶	飲食店	
モデルルーム、美術館、博物館、動物園、植物園、水族館	展示場	
勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの	遊技場	
スポーツクラブ、フィットネスクラブ、練習場	体育館	
介護保険法に規定する介護老人保健施設で20床以上のもの	病院	
美容院、理容室、エステティックサロン	非特定用途	
銭湯、サウナ		
動物病院		
診療所		
介護保険法に規定する介護老人保健施設で19床以下のもの		
老人ホームその他の老人福祉法に規定する老人福祉施設		
救護施設		
地域ケアプラザ、コミュニティハウス		
児童相談所、青少年相談センター		
保育所		
小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校、予備校、学習塾、各種学校		
下水処理施設、廃棄物中間処理施設、最終処分場、ポンプ場		
自動車車検場		
宗教施設、納骨堂		
巡査派出所		
自動車販売店（販売事務所は「物品販売を営む店舗」又は「事務所」、ショールームは「展示場」、修理工場は「工場」）	各室ごとに判断	
地区センター（図書館は「非特定用途」、体育室は「体育館」、多目的室は「非特定用途」、会議室は「集会場」）		